

近代文書群の文化財指定について

地主 智彦
文化庁文化財部美術学芸課

1. はじめに

国立公文書館が所蔵する近代文書群のなかから、太政官記録課により作成された公文録が重要文化財の指定をうけたのは、平成10年（1998）のことである。

公文録は、慶応4年（1868）から明治18年（1885）までの間に太政官において授受した公文書を官省別、年月別に編纂した公文原簿であり、明治初年の基本政策を知るうえに重要な近代史研究の根本資料である。明治6年に発生した太政官の火災により、同官が所管する文書・記録類が烏有に帰ってしまったことを契機とし、太政官に設置された記録課公文科において公文録は編纂された。下限の明治18年は太政官制から内閣制への転換の年にあたる。

これらは、袋綴装明朝綴の冊子の体裁をとる公文録と、一具のものとして伝来した図表、索引をあわせ、「公文録（図表共）並索引 4,046冊、1,301点」として有形文化財（美術工芸品・歴史資料の部）に指定された。この指定は、近代文書群に対する最初の文化財指定行為に位置づけられる。

その後現在までの約10年の間、とりわけこの5年の間に、近代文書群を文化財に指定する動きが各地でみられるようになった。

なかでも、地方行政文書群は後述するように重要文化財に3件、都道府県指定文化財に4件が既に指定された。47都道府県のうちであるから、率にして2割弱ほどとなり、積極的に文化財指定が

進められているといえる。このように近代文書群を文化財として社会的に保護する対象と位置付ける行為は今後も進行していくようにみられ、このことは文化財保護行政の進展という点からは評価されるべきであろう。

しかし一方で、近代地方行政文書群のように、防犯、防災性を約束された文書館という場所で、文化財の内容について専門的知識を有する職員により管理されている状況にある文書群、換言すれば文化財指定後の保存・活用¹環境が、比較的整っているとみられる近代文書群においても、指定後の保存・活用の取扱い、なかでも保存修理、原本閲覧への対応、あるいは安定した保管場所の確保などに関し、現実として課題を抱えていることもまた事実である。さらに文化財指定を受けた文書群は、文化財保護法あるいは各地方自治体の文化財保護条例にもとづいた保存・活用方法が要請される。文化財保護法では後述するように、現状変更、第三者による公開などに許可が、修理、所在場所の変更などに届出が必要になるなど、新たな規制がかかる。近代文書群の指定を進めるなかで、文化財保護制度と各所有者（管理者）が文化財指定以前にとってきた保存・活用方法との間に齟齬が生じていることも事実である。

¹ 文化財保護法第1条は、同法の目的を次のように記す。「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」そこで、本稿においても、保存・活用という語を使用する。活用という用語は、文書館ではこれまであまり用いられてこなかったが、ここでは、出納、閲覧、公開、撮影などの行為が該当すると考えている。

齟齬を解消するためには、近代文書群を「文化財」としてどのように取扱うべきか、という点について改めて関係者間で共通理解を形成し、具体的かつ現実的な保存・活用方法を検討することが求められると考える。そこで第一に当該近代文書群が現有する、保護すべき文化財的価値についての共通認識のうえに、法律あるいは条例上の取扱いを確認すること。第二に当該近代文書群に即した保存・活用計画を策定しできる限り実行に移す、あるいは実行を志向することが必要ではないだろうか²。

本稿では、はじめに近代文書群が文化財の指定対象となるに至った経過を紹介し、次に文化財として近代文書群を保存・活用するうえで、現在課題になっている諸点について述べ、文化財としての近代文書群の保存・活用のありかたを展望したい。

2. 文化財保護行政のあゆみと歴史資料の指定、近代文化財の保護

2.1 文化財保護行政のあゆみ - 歴史資料部門誕生史 -

美術工芸品分野に対する近代国家による文化財保護制度の淵源は、明治4年(1871)の古器旧物保存方についての太政官布告に求められる。また、現在のような指定制度は明治30年(1897)に制定された古社寺保存法にさかのぼる。明治維新後の欧化主義や廃仏毀釈の風潮にあって、社寺の疲弊等による伝世宝物類の危機が認識されるなか、明治19年に設置された臨時全国宝物取調局による約10年間にわたる実地調査の結果、社寺宝物の保存

の必要性の実態が判明した。このことをうけて古社寺保存法は制定されたため、同法による国宝指定の対象は、社寺が所有する宝物に限定された。

この法律は、現在の文化財保護法に継承される、以下のような基本的な枠組みを有していた。

- ・保護すべき宝物類を国宝³に指定すること。
- ・指定された宝物類の所有者に対し、私権を制限し、保護を図ること。
- ・指定された宝物類の所有者が行う維持修理に対し、保存金を下付すること。

近代の文化財保護政策の特徴は、保護すべき文化財を指定という名のもとに選択することにある。指定文化財に対しては、保存のために私権を制限し、いっぽう修理など文化財価値の維持に関するに補助金を交付するなど経済的支援を行う。指定文化財は、公共性を付与され⁴、行政及び社会により守られるべき位置を与えられる。

古社寺保存法は、昭和4年(1929)国宝保存法の制定をもって廃止される。国宝保存法のもと、保護の対象は社寺所有のみならず国有・公有及び私有の宝物類にも広げられた。

次いで、昭和25年(1950)に現行法である文化財保護法が制定された。この法律は国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年制定)にて保護の対象としてきたものを、新たに創出した文化財という概念に包摂し、統一的な法律のもとに置き、さらに無形文化財や埋蔵文化財についても保護の対象とした。有形文化財(建造物及び美術工芸品)については、国宝保存法による国宝を重

² 平成17年度から19年度にかけて行われた、文部科学省科学研究費補助金(基盤研究B)をうけた「京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究」(代表小林啓治京都府立大学准教授)においても、文化財指定された近代行政文書の保存・活用についての具体的方法論の調査研究は主要なテーマのひとつであり、筆者も協力者として調査に参加した。その調査研究報告書(2008年)を併せて参照願いたい。

³ 社寺の建造物及び宝物類のうち、特に「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」となるべきものを内務大臣が特別保護建造物又は国宝の資格あるものと定めることができるとした。国宝の区分には以下の3種があった。甲種「制作ノ優秀ナルモノ」(四等に区別)、乙種「由緒ノ特殊ナルモノ」、丙種「歴史ノ証徴トナルモノ」。

⁴ 文化財保護法第4条第2項「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。」

要文化財と改称し、さらに「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいぬ国民の宝たるものを国宝に指定できる」（文化財保護法第27条第2項）とし、指定は国宝、重要文化財の2つの区分に階層化された。

また、地方公共団体がその条例の定めるところにより、当該区域内に所在する国指定文化財以外の文化財のなかで重要なものを指定し、その保存及び活用のために必要な措置を講ずることができるとし、指定文化財の裾野を拡大させた（文化財保護法第182条第2項）。

文化財保護法制定後の美術工芸品分野は、従前と同じく絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍の各部門に区分され、現存する古文書、歴史資料の両部門はいまだ存在しなかった。史料群としての史的価値を評価する文化財の指定は、主に書跡・典籍部門において行われたが、史料群が伝存する全体量からすれば指定文化財は一部分にとどまっていたということもできよう⁵。

いっぽう、高度経済成長期を迎え急激な社会生活の変化のなかで、古文書・古記録類の散逸の防止が課題となり、昭和44年（1969）11月に日本学術会議会長から内閣総理大臣に宛て、「歴史資料保存法の制定について」という勧告が提出された。この勧告は、保護を検討すべき歴史資料を「わが国に存在する文書（古文書を含む）。記録類のこと」とし、江戸時代までの古文書・記録類と明治以降の公文書類とに大別した。前者については、時代が下るにつれて保護が十分に行届いておらず、

「更に近世（江戸時代）の古文書・記録類になると、その大部分については、これまで何等の保護もなされてこなかったといっても過言でない。」とし、近世文書の散逸、廃棄への危機感を示した。後者については、「（江戸時代の文書と）事態はほぼ同様である。」とし、市制・町村制実施以降の公文書類が度重なる町村合併時に大量に廃棄されることや、明治期の戸長役場文書が江戸時代の農村文書と同様に散逸の危機に瀕していることを指摘した。その解決策として、「図書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要なのである。」と結語した。くわえて、「歴史資料保存法」と「文化財保護法」との関係について、次のように記している。

古文書・記録のうち、「文化財」たるに価するとされたものは「書跡」として指定されるのであり、その数は、もちろんごく少ない。要するに文化財保護法は歴史資料の中心たる古文書・記録類を保護するように作られてはいない法律なのであって、それゆえにこそ歴史資料保存法が必要になる。

このように文化財保護法を批判したのは、この勧告が主として図書館の設置と専門職員の配置を推進し、幅広く史料群の保管を図ろうとするものであって、選択主義にて史料群の保護を図る文化財保護法とは対象と方法を異にするものであったからではないか。

こののち、文化財保護行政上にも史料群に対する保護の充実が図られる。昭和49年、古文書部門を文化財の一分野に位置づけ、歴史上・学術上・文化史上に価値が高い古文書・古記録類の指定が促進されることとなった。また、翌昭和50年の文化財保護法改正において、「学術的価値の高い歴史資料」を文化財の新分野として創出し、従前に増して歴史上・学術上重要な史料群を保護する体制が整えられたのである。

このように、非選択的に史料保存を意図する図書館活動と選択的に史料保存を意図する文化財保護活動との両面から、史料群の保存が図られる時

⁵ 比較的早い時期に文化財指定された一括資料を例示する。括弧内は今日の指定区分である。（書跡・典籍部門）京都府・大徳寺・紙本墨書大蔵経2,018冊 [昭和9年1月30日旧国宝指定]、（古文書部門）和歌山県・金剛峯寺・宝簡集54巻 / 続宝簡集77巻、6冊 / 又続宝簡集167巻、9冊 [明治41年4月23日旧国宝指定、昭和28年11月14日旧国宝指定]、（歴史資料部門）千葉県・個人・伊能忠敬遺書并遺品85点、附伊能忠敬手沢本110点、伊能忠誨遺書20点、京都府・宝蔵院・鉄眼版一切経板木48,275枚 [共に昭和32年2月19日重要文化財指定]。例示にみるように、単品、優品のみを対象としていたわけではない。

代が到来したと評価されよう⁶。

2.2 歴史資料の指定と近代歴史資料の保護

ここでは、歴史資料部門において近代文書群をはじめ、近代の文化財が指定されるに至った経緯を紹介する⁷。歴史資料部門創設当時の指定基準は次のようなものである。

- 1、政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2、我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3、我が国の歴史上重要な事象または人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 4、渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

文化財に「学術的価値」という評価軸が与えられ、文字史料に限定される古文書とは異なり、器物・調度類も保護の対象とされた。また「歴史的、系統的にまとまって伝存」すること、すなわち資料の一括性を尊重する方向性も示された（9頁指定・登録物件目録参照）。

同部門の文化財指定は、当初は江戸時代以前のもを対象として進められ、近代の文化財を指定するには、しばらく時間を必要とした。近代文化財の指定への端緒は、平成6年（1994）、社会経済情勢の変化に伴い大きな課題となっている近代の文化遺産の保存と活用のありかたについての調

⁶ いうまでもなく、この文書館と文化財保護行政のほかに、昭和40年代以降に多く開館する各地域の博物館、資料館も史料保存の役割を担ってきた。各館の運営方針によるが、概して文書館と文化財保護との中間的性格を有していよう。

⁷ 歴史資料部門の歴史、指定物件の内容、諸課題などは、文化庁文化財部監修『月刊文化財（530号）』（第一法規、2007）において総合的に取り上げられている。また、指定物件については、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp>）のなかの「国指定文化財等検索システム」においても検索することができる。

査研究を目的として、「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査協力者会議」が設置されたことに求められる。同会議には建造物、記念物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分科会が設けられ、平成8年に報告書⁸がとりまとめられた。

同報告において、近代の歴史資料の対象年代は「概ねペリー来航以後の西洋の近代技術や制度等の受容が始まる開国の時期から、政治制度や社会制度に著しい変動が始まる第二次世界大戦終結時までとする」と定められ、紙質文化財のみならず西洋技術導入の経過を示す科学技術、産業技術の機械・機器類までも対象に含むべきとされた。その結果、先に記した指定基準の1に「科学技術」分野が付加された。

また、近代の歴史資料の特質として、

- ・科学技術の発達、工業化の進展等により、文化財の素材に多様性がみられること。
 - ・大量に製造された工業製品が現れ、多くの人々に受容され、広範囲に残存すること。
- という点が挙げられ、今後の課題として、
- ・文化財としての認識が定着しているとはいえず、保存の実態も十分に把握できていないこと。
 - ・修理技術、内容について研究開発の促進の必要があり、現状変更、修理に対して柔軟に対応する必要があること。

と提言された。

報告が提出された平成8年度より、指定・登録物件目録にみられるように近代の文化財の指定が促進され、冒頭に触れた平成10年の公文録指定もこの流れのなかに位置づけられる。以来この約10年の間に指定をうけた近代文書群は、以下のとおり近代地方行政文書群を中心にその数を着実に増

⁸ この報告書は、文化庁ホームページにおいて、「文化財」「報告書・通知」「(3)近代の文化遺産の保存と活用について(報告)・(4)近代の文化遺産の保存と活用について(報告)」に掲載されている。また、歴史資料部門で近代を対象とするに至った経緯は、大塚英明「近代歴史資料の保護の推進 - 科学技術分野への新たな展開 -」（文化庁編『文化庁月報』No.346、ぎょうせい、1997）を参照されたい。

やしている。

(1) 重要文化財

ア、公文録（図表共）並索引

4,146冊、1301点

東京・国立公文書館

平成10年

イ、京都府行政文書 15,407点

京都・京都府（府立総合資料館保管）

平成14年

ウ、鉄道古文書 91冊

東京・JR東日本（鉄道博物館保管）

平成15年

エ、箱館奉行所文書 167点

北海道・北海道（北海道立文書館保管）

平成16年

オ、山口県行政文書 13,549点

山口・山口県（山口県文書館保管）

平成17年

カ、長崎奉行所関係資料 1,242点

長崎・長崎県（長崎歴史文化博物館保管）平成18年

キ、埼玉県行政文書 11,259点

埼玉・埼玉県（埼玉県立文書館保管）

平成21年

(2) 都道府県指定有形文化財（府県行政文書のみ）

ア、東京府及び東京市関連行政文書 33,402点

東京・東京都（都公文書館保管）

平成16年

イ、群馬県行政文書 17,629点

群馬・群馬県（県立文書館保管）

平成19年

ウ、長野県行政文書 10,783点

長野・長野県（県立歴史館保管）

平成20年

エ、奈良県行政文書 6,695点

奈良・奈良県（県立図書情報館保管）

平成21年

3. 近代文書群の文化財指定と保存・活用の課題

3.1 近代文書群の指定と文化財保護法上の取扱い

筆者は文化財行政担当者としていくつかの近代文書群の指定及び指定後の保存・活用にかかわり、また「京都府行政文書を中心とした近代行政文書の史料学的研究」による研究会等において、近代文書群の保存関係者と意見を交換する機会を得てきた。その経験のなかで近代文書群の文化財指定と保存・活用の課題について思うところを記すこととしたい。

まず、文書館において保存されてきた近代（地方）行政文書群を、文化財に指定し保護の対象とすることは、概ね各機関、担当職員からは、好意的・積極的に受け止められていると感じている。理由は各々複数あると考えられるが、「文化財として指定されることにより、近代文書の価値が社会化され、保存・管理の必要性の理由付けになる」という趣旨は共通するところであろう。かつて日本学術会議の勧告において、古文書・記録類を保護するように作られていないと指摘された文化財保護法であったが、40年の間の社会の推移、文化財保護対象の拡大に伴い、指定された近代文書群は前節にて列挙した11件だけでも、10万冊を超える多量の簿冊数を数えるに至った。もちろん伝存する近代文書群の量からみれば選択されたごく一部に過ぎない。しかし現状では、近代文書群に対する国及び地方公共団体による指定は継続される方向性をもっており、また今日の近代文書群の保存・管理現場の全般的な体制からみれば、今後とも文化財指定行為は社会的に近代文書群保存の必要性を喚起する役割を期待されるであろう。

しかし指定文化財が増えるいっぽうで、「多量に存在する史料群を保存・活用するうえで、文化財保護法上の手続き、-なかでも現状変更の許可制や修理の事前届出制-が煩瑣であり、手続きを簡略化できないか」との現場担当者の意見が聞かれる。富坂賢氏は、「このようにして指定された地方行政文書は、保存と活用について新たな課題を提起した。それはまず圧倒的な量の多さと、現

在もなお広く公開され利用されている文化財であるということである⁹と述べ、量の多さと日常的な閲覧利用への対応を課題とした。先述した「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査協力者会議」の報告においても指摘されるように、近代文書群は「量の膨大さ」、「素材の多様性」、「文化財としての認識が未定着」及び「修理技術、修理方法論が未成熟」という、前近代の文化財とは異質な性格をもち、1点ごとに詳細に把握されている美術工芸品と、この膨大な紙数を内包する近代文書群をまったく同一に管理することも不可能であろう。

しかし手続の運用上の解釈については、文化財として近代文書群を考えた際に何を後世に伝えるべきかという議論を出発点とし、当該文書群の状態に応じた現実的な取扱方法についての共通理解を得たうえで、取り決めていくべきではないだろうか。この点は次節で触れることとし、以下に文化財保護法上の取扱いのうち、日常的に留意すべきと考えられる事項についてのみ列記する。

(1) 許可事項

ア、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限（文化財保護法第43条）

現状を変更する行為を行うときは、あらかじめ文化庁長官の許可が必要となる。

イ、第三者による公開の制限（文化財保護法第53条）

所有者以外のものが公開を行う場合は、事前に文化庁長官の許可が必要となる。ただし、「公開承認施設」において、同館が主催する公開は事後の届出で済む。

(2) 届出事項

ア、修理の届出（文化財保護法第43条の2）

修理を行うときは、事前に文化庁長官に対し届出が必要となる。

イ、所在場所変更の届出（文化財保護法第34号）
所在場所を変更するときは、事前に文化庁長官に対し届出が必要となる。

次に、以下の保護の措置をうけることができる。

(3) 下記事業に対する補助金交付

ア、保存修理事業

民間の場合事業費の50%～85%、地方自治体の場合50%（過疎地の場合は65%）

イ、防災・防犯・防火設備の設置

民間の場合事業費の50%～85%、地方自治体は対象外

ウ、保存活用施設（収蔵庫）建設

民間の場合事業費の50%～85%、地方自治体は対象外

(4) 行政による保存、管理に関する技術的指導

上記のなかで、(1)ア、「現状変更、保存に影響を及ぼす行為」は、現状の形姿を伝えるという点に重きを置き、その変更を制限するという文化財に特徴的な規制であり、少しく内容を確認したい。

現状変更とは、「文化財としての価値を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加えること」とされる。ただし、文化財の品質・構造的な特性に鑑み、美術工芸品において現状変更行為に該当するか否かという判断は、「文化財としての価値を有する部分」に変更を加えるか否かが問題となるため、文化財価値の認識の問題に帰結する。また、現状（現在の価値）の維持を目的とした保存修理は修理として扱い、たとえ解体工程を有していても現状変更には該当しない。一例をあげれば、現状掛幅装の古文書を解体修理する場合、劣化した表具裂の取替えを伴うものであっても、再度掛幅装に仕立て直すのであれば現状変更行為には該当しない。いっぽう、これを卷子装や「メクリ」に変更しようとするれば現状変更行為に該当する、という具合である。近代行政文書にみれば、取扱上の理由で1冊の簿冊を数冊に分冊しようとする場合などは同行為に該当しよう。

また、保存に影響を及ぼす行為とは、「文化財の形状に直接物理的変化を生ぜしめるものではな

⁹ 富坂賢「近代文化遺産の保存と活用」（『月刊文化財（530号）』、平成19年、第一法規）

いが、材質等に化学変化を起こし、又は経年劣化を促進させる等、保存上何らかの影響を与える行為」とされる。近代行政文書では、撮影のための解綴及び再編綴作業などが該当しよう。

3.2 保存・活用上の課題 「保存・活用計画」の充実に向けて

前節でも少しく触れたが、近代文書群の保存・活用上の課題として、次のような特質が言及されている¹⁰。

管理の問題。分量が膨大であり、各簿冊の状態の詳細な把握に課題を有すること。

閲覧公開の問題。文書館等保存公開施設において、日常的に閲覧に供される史料として位置づけられ、不特定の史料閲覧者による取扱いがなされ、劣化の促進、毀損の危険性が高いこと。

保存及び修理の問題。酸性紙、青焼き図面、インクなど化学的劣化が進行しやすい素材、筆記媒体などが使用されることをはじめ、保存及び修理の緊急性が高いこと。その一方で、修理方法、修理哲学が十分に確立していないこと。また、経費的負担が大きいこと。

これらの諸点に関しては文化財指定後に論点として浮上したものではなく、文書管理学においても従来からの課題であり、多角的に議論が積み重ねられ、尊重すべき基礎的な調査研究が蓄積している¹¹。このうち史料保存に関しては、それを体系的なものとするべく、「文書館における史料保存計画」の策定の必要性が提起され、保存修復も「史料保存計画」のなかに位置づけるべきものとした。保存修復については 原形保存。 修復内容の安全性。 修復内容の可逆性。 修復記録の作成を旨とした「保存・修復の四原則」が提唱されている。これらの内容については、概ね関係者

に共有されるであろう¹²。「保存・修復の四原則」にて示された理念と、文化財の保存修理の哲学との間に大きな齟齬はなく、史料保存に対する基本的な考え方は文化財としてみた場合でも変化しないと筆者は考えている¹³。

そうであれば、文化財として近代文書群を考えた際に、何を伝来させるべきか、文化財価値を有する部分はどこか、という史料への視線は、その史料が文化財として指定されているか否かにより左右されるべきものではないであろう。史料保存の基本姿勢は、制作時及び伝来上に形成された現状の形姿が保有する諸価値を減ずることなく保存することにあるということを確認しておきたい。

そこで、文書管理学の言葉を借りれば、「保存・修復の四原則」を尊重した「史料保存計画」の策定及びその十分な実施ということの重要性を今一度確認する必要があるのではないだろうか。

とはいえ、「量の膨大さ」、「素材の多様性と脆弱性」、「修理技術、修理方法論が未成熟」という状況のなかで、史料の保存・活用の現場における実務上の問題は依然として存在しつづけ、担当者の苦労は増えるいっぽうであって、現実的な対応を模索しなければならない状況にある。このことに関しても、「史料保存計画」の実施にあたっては、近代文書群の数量の膨大さという量的問題及び、多種多様な素材に対する必要十分な修復方法論、修復技術論の未確立という質的問題などの諸課題が存在することが従来より指摘されていて¹⁴、

¹⁰ 前掲 9 富坂論文。川野邊渉「歴史資料の保存修理における現状と課題」(『月刊文化財 (530号)』、2007年、第一法規)

¹¹ 『アーカイブズの科学』(柏書房、2003) などはその一例にあげられよう。

¹² 青木睦「記録資料の保存・修復を取り巻く状況」(『記録史料の保存・修復に関する研究集会』実行委員会編『記録史料の保存と修復 文書・書籍を未来に遺す』、アグネ技術センター、1995) など

¹³ 拙稿「文化財としての近代行政文書の保存修理試論 京都府行政文書を中心として」(科学研究補助費基盤研究(B) 研究代表者小林啓治『京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究』、2008)

¹⁴ 金山正子「文書館における史料保存の現状と対策」(『記録史料の保存・修復に関する研究集会』実行委員会編『記録史料の保存と修復 文書・書籍を未来に遺す』、アグネ技術センター、1995)

なおその解決には時間を要する状況である。

そのなかで、平成12、13年度に国立公文書館による「状態（サンプル）調査」実施、及びそれに基づく「保存対策マニュアル」の策定¹⁵や平成17年度から平成19年度にかけて科学研究費「近代行政文書群の史料学的研究」のなかで行われた京都府行政文書を対象とした「状態（サンプル）調査」など、素材、年代別の保存状況の把握がなされ、一方、東京文化財研究所等をはじめ、近代紙素材資料の保存修理技術の調査研究も進められており、今後の進展を期待したい。このような調査研究成果を活用しながら、あるべき保存・活用方法を不断に模索していく必要があると考えている。

4. おわりに

近代文書群が文化財に指定されてきた経緯及び、現在直面している保存・活用上の諸課題について述べてきた。指定の促進も保存・活用の担保なしには覚束ない。本稿では保存・活用と併記してきたが、活用は保存のうえに成り立つものであるから、保存の問題は諸課題のなかで最重要に位置づけられよう。また、活用を保存の根拠に求めすぎる傾向は慎むべきではなかろうか。

他方、緒についたばかりの近代文書群を含む近代諸資料群、ひいては近代の文化遺産全体の保存・活用に対する、経済的支援をはじめとした社会的な支援体制の充実を図りつづけることも大きな課題であろう。そのためにも、文化財指定行為による文化財価値の表明と社会への普及啓発は意味をもつ。近代文書群の保存体制の充実が図られれば、今日の課題、とくに量的な課題はいくぶん解消す

ると考えられる。

このような状況のなか、現在は近代文書群の保存・活用に、提示されている理念のもとに、現実的な対応、方法の事例を積み重ね、より良い方法を模索する段階にあると考えている。今後文書館のかたがたと協力関係を保ちつつ、関係者の間で調査研究及び議論が活発に行われることを期待したい。

¹⁵ 国立公文書館公文書課「国立公文書館所蔵公文書等保存状況等調査について」（『アーカイブズ』第4号、国立公文書館、2000）、同「国立公文書館所蔵公文書等保存状況等調査 第二次調査報告書」（『アーカイブズ』第6号、国立公文書館、2001）、独立行政法人国立公文書館業務課「国立公文書館所蔵資料保存対策マニュアルについて」（『アーカイブズ』第9・10・11号、独立行政法人国立公文書館、2002・2003）

歴史資料部門 指定・登録物件目録

平成21年7月10日現在

〔国宝〕

指定番号	主名称	員数	指定年月日	所有者名
1	慶長遣欧使節関係資料	47点	平成13年6月22日	仙台市(仙台市博物館)
2	琉球国王尚家関係資料	1251点	平成18年6月9日	沖縄県那覇市(那覇市歴史博物館)

〔重要文化財〕

指定番号	主名称	員数	指定年月日	所有者名
1	長崎奉行所キリシタン関係資料	140点、一括	昭和52年6月11日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
2	春日版板木	2788枚	昭和52年6月11日	興福寺
3	渋川春海天文関係資料	12種	昭和53年6月15日	神宮(神宮徴古館農業館)
*4	渡辺華山関係資料	50点	昭和30年2月2日	田原町
*5	伊能忠敬遺書並遺品	85種	昭和32年2月19日	香取市(伊能忠敬記念館)
*6	群書類従版木	17244枚	昭和32年2月19日	社団法人温故学会
*7	鉄眼版一切経版木	48275枚	昭和32年2月19日	宝蔵院
*8	駿河版活字 銅大字八百六六箇 / 銅小字三万一千三百箇 / 木活字五千八百三箇	23箱	昭和37年6月21日	凸版印刷株式会社(凸版印刷株式会社総合研究所)
*9	天草四郎時貞関係資料	4点	昭和39年1月11日	個人、綸子地著色聖体秘蹟図指物 一旒：天草市
*10	慶長遣欧使節関係資料		昭和41年6月11日	仙台市(仙台市博物館) 平成13年国宝指定
11	徳川家康関係資料	169点	昭和54年6月6日	久能山東照宮
12	大内氏勘合貿易印等関係資料	5顆	昭和54年6月6日	財団法人防府毛利報公会
13	フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト関係資料	31点	昭和55年6月6日	長崎市(シーボルト記念館)
14	末吉家貿易関係資料	3点	昭和55年6月6日	個人
15	文禄三年島津氏分国太閤検地尺 石田三成署判 /	1枚	昭和55年6月6日	株式会社 島津興業
16	過所船旗 文永九年二月日 / (麻布) 秦家文書	1旒 108通	昭和56年6月9日	国立大学法人京都大学
17	高野枡 応永三年八月日 / 高野山沙汰人連署刻銘	1口	昭和56年6月9日	柏木区
18	安政二年日蘭条約書(羊皮紙) / 一八五六年一月三〇日	1通	昭和57年6月5日	長崎県(長崎歴史文化博物館)
19	五海道其外分間延絵図並見取絵図(著色)	80巻	昭和57年6月5日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
20	角屋家貿易関係資料	11点	昭和57年6月5日	神宮
21	七条憲法板木	1枚	昭和57年6月5日	法隆寺
22	国絵図並郷帳	127鋪、 85冊	昭和58年6月6日	独立行政法人国立公文書館
23	渾天儀 寛文年酒井忠直奉納 / (銅製)	1基	昭和58年6月6日	日光東照宮
24	石黒信由関係資料	3764点	昭和59年6月6日	財団法人高樹会
25	アジア航海図<(羊皮紙著色) / >	1面	昭和59年6月6日	財団法人林原美術館
26	集古種板木	1451枚	昭和60年6月6日	鎮国守国神社
27	枡 天正八年正月日 / 増田長盛・浅野長政加判	1口	昭和60年6月6日	個人
28	阿弥陀経板木 法華経普門品板木 金剛寿命陀羅尼経板木	2枚 2枚 1枚	昭和60年6月6日	御調八幡宮
*29	法隆寺枡	6口	昭和34年6月27日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
30	正保城絵図	63鋪	昭和61年6月6日	独立行政法人国立公文書館
31	天球儀(渾天新図) / (銅製)	1基	昭和61年6月6日	財団法人永青文庫
32	調布	2枚	昭和61年6月6日	法隆寺
33	法隆寺枡	2口	昭和61年6月6日	法隆寺
34	朝鮮通信使関係資料	9通	昭和62年6月6日	財団法人藤井齊成会
35	南瞻部洲大日本国正統図	1幅	昭和62年6月6日	唐招提寺
36	江戸城造営関係資料(甲良家伝来)	620点	昭和62年6月6日	東京都(東京都立中央図書館)
37	日本図(遠江、越後以東欠)	1枚	昭和62年6月6日	称名寺(神奈川県立金沢文庫)
38	園城寺尺	2枚	昭和62年6月6日	園城寺
*39	紙本著色世界及日本図 / 六曲屏風	1双	明治39年4月14日	浄得寺
*40	日本図	1巻	昭和24年5月30日	仁和寺

41	絵扇(壬生家伝来)	2握	昭和63年 6月 6日	国立大学法人京都大学
42	善光寺造営図 享祿四年四月 /	8幅	昭和63年 6月 6日	善光寺大勸進
43	武家諸法度草稿 以心崇伝筆 / 元和二年月日	1巻	昭和63年 6月 6日	金地院
44	薬師寺枅	3口	昭和63年 6月 6日	薬師寺
45	談山神社本殿造営図並所用具図 永祿二年七月 /	8鋪、 4枚	昭和63年 6月 6日	談山神社
*46	紙本墨書鶴岡八幡宮修営目論見絵図	1鋪	明治38年 4月 4日	鶴岡八幡宮
*47	紙本墨書普広院旧基封境図	1幅	明治38年 4月 4日	相国寺
48	諸宗末寺帳	34冊、 9通	平成 1年 6月12日	独立行政法人国立公文書館
49	アジア航海図 (羊皮紙著色) / 日本航海図 (羊皮紙著色) /	1面 1面	平成 1年 6月12日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
50	天之図(星図)	1幅	平成 1年 6月12日	瀧谷寺
51	南禅寺仏殿指図(三図)	1巻	平成 1年 6月12日	南禅寺
52	東大寺戒壇院指図	1鋪	平成 1年 6月12日	東大寺
53	慶長国絵図 控図 / 周防国、長門国	2鋪	平成 1年 6月12日	宇部市(宇部市文化会館)
54	天球儀 地球儀	1基 1基	平成 2年 6月29日	独立行政法人国立科学博物館
55	坤輿万国全図 (版本) /	6幅	平成 2年 6月29日	宮城県(宮城県図書館)
56	真珠庵枅	2口	平成 2年 6月29日	真珠庵
57	福井家京枅座関係資料	2139点	平成 2年 6月29日	個人
58	宇佐神宮造営図	3幅	平成 2年 6月29日	宇佐神宮
59	間宮林蔵北蝦夷等見分関係記録	14帖、 7鋪	平成 3年 6月21日	独立行政法人国立公文書館
60	菅江真澄遊覧記 明德館献納 / 自筆本	77冊、 12帖	平成 3年 6月21日	個人
61	大原幽学関係資料	407点	平成 3年 6月21日	旭市
62	葛川明王院参籠札	501枚	平成 3年 6月21日	明王院
63	近藤重蔵関係資料	760点	平成 4年 6月22日	国立大学法人東京大学
64	伏見版木活字	52320	平成 4年 6月22日	円光寺
65	北槎聞略 寛政六年八月 /	12冊、2巻、 1帖、9鋪	平成 5年 1月20日	独立行政法人国立公文書館
66	防長土図	109個	平成 5年 1月20日	山口県(県立山口博物館)
67	論語集解板木	32枚	平成 5年 6月10日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
68	藤田貞資関係資料	75点	平成 5年 6月10日	国(日本学士院)
69	塩山和泥合水集板木 抜隊得勝遺誠板木	37枚 1枚	平成 5年 6月10日	向嶽寺
70	算額 元禄四年五月二四日長谷川鄰完奉納 /	1面	平成 5年 6月10日	八坂神社
71	正徳元年朝鮮通信使進物並進物目録	106点	平成 5年 6月10日	山口県(県立山口博物館)
72	貞享曆 渋川春海筆 / (巻四補写本)	7冊	平成 6年 6月28日	独立行政法人国立公文書館
73	大槻玄沢関係資料	169点	平成 6年 6月28日	早稲田大学
74	雨森芳洲関係資料	123点	平成 6年 6月28日	芳洲会(高月町立観音の里歴史民俗資料館)
75	日本航海図<(羊皮紙著色) / >	1面	平成 7年 6月15日	財団法人三井文庫
76	西大寺版板木	124枚	平成 7年 6月15日	西大寺
77	船大工榑木家関係資料	575点	平成 7年 6月15日	川内市(川内市歴史資料館)
78	庶物類纂 庶物類纂図翼	465冊 28冊	平成 8年 6月27日	独立行政法人国立公文書館
79	高野長英関係資料	58点	平成 8年 6月27日	奥州市(奥州市立高野長英記念館)
80	徳島藩御召鯨船千山丸	1艘	平成 8年 6月27日	徳島市(徳島市立徳島城博物館)
81	日米和親条約批准書交換証書 / 安政二年正月五日	1通	平成 9年 6月30日	国(外務省外交史料館)
82	日米条約調印書 / 安政四年五月二六日	1冊	平成 9年 6月30日	国(外務省外交史料館)
83	日米修好通商条約	4冊	平成 9年 6月30日	国(外務省外交史料館)
84	日英修好通商条約	6冊	平成 9年 6月30日	国(外務省外交史料館)
85	日仏修好通商条約	4冊	平成 9年 6月30日	国(外務省外交史料館)
86	エレキテル 平賀家伝来 /	1台	平成 9年 6月30日	日本郵政公社(通信総合博物館)
87	エンボッシング・モールス電信機 ペリー将来 / 米国製	2台	平成 9年 6月30日	日本郵政公社(通信総合博物館)
88	一号機関車 / 一八七一年、英国製	1両	平成 9年 6月30日	東日本旅客鉄道株式会社(鉄道博物館)
89	難波家蹴鞠関係資料	491点	平成 9年 6月30日	宗教法人 平野神社
90	豎削盤 / 一八五六年、オランダ製	1台	平成 9年 6月30日	三菱重工株式会社(長崎造船所史料館)

91	公文録(図表共)並索引	4146冊、 1301点	平成10年6月30日	独立行政法人国立公文書館
92	伊能忠敬測量図	43点	平成16年6月8日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
93	スタンホープ印刷機	1台	平成10年6月30日	独立行政法人国立印刷局(大蔵省印刷局記念館)
94	スチームハンマー(旧横須賀製鉄所設置) / 一八六五年、オランダ製	2台	平成10年6月30日	横須賀市(横須賀市自然・人文博物館)
95	大内版法華経板木	59枚	平成10年6月30日	山口県(山口県文書館)
96	木村嘉平関係資料	8336点	平成10年6月30日	株式会社 島津興業(尚古集成館)
97	坂本龍馬関係資料	6巻、 4点	平成11年6月7日	独立行政法人国立文化財機構(京都国立博物館)
98	天体望遠鏡(ハインチ屈折赤道儀) / 英国製	1台	平成11年6月7日	独立行政法人国立科学博物館
99	阿蘭陀本草和解 野呂玄丈抄訳 /	2冊	平成11年6月7日	独立行政法人国立公文書館
100	リング精紡機 / 一八九三年、英国製	1台	平成11年6月7日	財団法人 明治村(博物館明治村)
101	銀板写真(島津斉彬像)	1枚	平成11年6月7日	株式会社 島津興業(尚古集成館)
102	明孝宗勅諭 琉球国中山王尚真宛 /	1巻	平成11年6月7日	沖縄県(沖縄県立博物館・美術館)
103	旧江戸城写真帖(六四枚)	1冊	平成12年6月27日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
104	ミルン水平振り地震計 / 英国製	1台	平成12年6月27日	独立行政法人国立科学博物館
105	岩倉具視関係資料	1011点	平成12年6月27日	財団法人岩倉公旧蹟保存会
106	高野版板木	486枚	平成12年6月27日	宗教法人 金剛三昧院
107	高野版板木	5488枚	平成12年6月27日	宗教法人 金剛峯寺
108	形削盤 / 一八六三年、オランダ製	1台	平成12年6月27日	株式会社 島津興業(尚古集成館)
109	阿蘭陀風説書	1通	平成12年12月4日	東京都(江戸東京博物館)
110	宗存版木活字(付属品共)	174206点	平成12年12月4日	宗教法人 延暦寺
111	旧江戸城写真ガラス原板	29枚	平成13年6月22日	東京都(江戸東京博物館)
112	平削盤 / 明治二年、工部省赤羽工作分局製	1台	平成13年6月22日	岩手県(岩手県立盛岡工業高等学校)
113	越後国頸城郡絵図 越後国瀬波郡絵図	1舗 1舗	平成13年6月22日	米沢市(米沢市上杉博物館)
114	江戸幕府儒官林家関係資料	1062点	平成14年6月26日	国立大学法人東京大学
115	ブレゲ指字電信機	4台	平成14年6月26日	日本郵政公社(通信総合博物館)
116	世界図	1幅	平成14年6月26日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
117	京都府行政文書	15407点	平成14年6月26日	京都府(京都府総合資料館)
118	閑谷学校関係資料	4041点	平成14年6月26日	岡山県(岡山県立博物館)
119	壬申検査関係写真	565枚	平成15年5月29日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
120	北浦定政関係資料	1095点	平成15年5月29日	独立行政法人国立文化財機構(奈良文化財研究所)
121	天海版木活字	264688箇	平成15年5月29日	宗教法人 寛永寺
122	解剖存真図(南小柿寧一筆)	2巻	平成15年5月29日	学校法人 慶應義塾
123	一号御料車	1両	平成15年5月29日	東日本旅客鉄道株式会社(鉄道博物館)
124	鉄道古文書	91冊	平成15年5月29日	東日本旅客鉄道株式会社(鉄道博物館)
125	大久保利通関係資料	3053点	平成16年6月8日	大学共同利用機関法人人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館)
126	身幹儀(星野木骨)	1軀分	平成16年6月8日	国立大学法人広島大学
127	蘇言機(錫箔蓄音機)< / 英国製>	1台	平成16年6月8日	独立行政法人国立科学博物館
128	今井八九郎北方測量関係資料	84点	平成16年6月8日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
129	箱館奉行所文書	167点	平成16年6月8日	北海道(北海道立文書館)
130	鷹見泉石関係資料	30057点	平成16年6月8日	古河市(古河歴史博物館)
131	壬申検査関係ステレオ写真ガラス原板	257点	平成16年6月8日	東京都(江戸東京博物館)
132	大久保利通関係資料	1650点	平成16年6月8日	鹿児島県(鹿児島県歴史資料センター黎明館)
133	対馬宗家関係資料	14033点	平成17年6月9日	独立行政法人国立文化財機構(九州国立博物館)
134	銅人形	1軀	平成17年6月9日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)

135	壬申検査関係資料	81冊	平成17年6月9日	独立行政法人国立文化財機構(東京国立博物館)
136	蝦夷三官寺善光寺関係資料	62点	平成17年6月9日	宗教法人善光寺
137	蝦夷三官寺等瀧院関係資料	6点	平成17年6月9日	宗教法人等瀧院
138	蝦夷三官寺国泰寺関係資料	832点	平成17年6月9日	宗教法人国泰寺
139	一二三号機関車</一八七三年、英国製>	1両	平成17年6月9日	カヤ興産株式会社
140	山口県行政文書	13549点	平成17年6月9日	山口県(山口県文書館)
141	琉球芸術調査写真<鎌倉芳太郎撮影/>	2008枚	平成17年6月9日	沖縄県(沖縄県立芸術大学)
142	ジョサイア・コンドル建築図面	468枚	平成18年6月9日	国立大学法人京都大学
143	銀板写真(松前勘解由と従者像) エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影ノ一八五四年	1枚	平成18年6月9日	松前町(松前町郷土資料館)
144	万年自鳴鐘 田中久重作ノ	1基	平成18年6月9日	株式会社東芝
145	銀板写真(田中光儀像)<エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影ノ一八五四年>	1枚	平成18年6月9日	個人
146	銀板写真(黒川嘉兵衛像) エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影ノ一八五四年	1枚	平成18年6月9日	個人
147	銀板写真(遠藤又左衛門と従者像) エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影ノ一八五四年	1枚	平成18年6月9日	横浜市(横浜美術館)
148	銀板写真(石塚官藏と従者像) エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影ノ一八五四年	1枚	平成18年6月9日	個人
149	長崎奉行所関係資料	1242点	平成18年6月9日	長崎県(長崎歴史文化博物館)
150	対馬宗家倭館関係資料	1593点	平成19年6月8日	国(国立国会図書館)
151	目黒山形関係資料	201点	平成19年6月8日	宗教法人建徳寺
152	対馬宗家関係資料	895点	平成20年7月9日	学校法人 慶応義塾
153	松浦武四郎関係資料	1053点	平成20年7月9日	松阪市(松浦武四郎記念館)
154	映画フィルム「紅葉狩」	1巻	平成21年7月10日	独立行政法人国立美術館(東京国立近代美術館フィルムセンター保管)
155	埼玉県行政文書	11259点	平成21年7月10日	埼玉県(埼玉県文書館保管)
156	近代教科書関係資料	76402点	平成21年7月10日	東京書籍株式会社(同附設教科書図書館東書文庫保管)

(*印は歴史資料部門設置後に他分野から所属替えされたもので、指定年月日は当初の分野で指定された時点のもの。)

【登録有形文化財】

指定番号	主名称	員数	指定年月日	所有者名
1	建築教育資料(京都帝国大学工学部建築学教室旧蔵)	2653点	平成18年3月31日	国立大学法人京都大学
2	紙芝居資料	5652点	平成18年3月31日	宮城県(宮城県図書館)
3	工業技術資料(日本工業大学収集)	178点	平成20年3月7日	学校法人日本工業大学
4	工藤利三郎撮影写真ガラス原板	1025点	平成20年7月9日	奈良市(入江泰吉記念奈良市写真美術館)
5	ボードイン収集紙焼付写真	528点	平成21年7月10日	国立大学法人長崎大学